

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第2条 証紙による収入の方法により徴収する歳入は、他の条例に定めるもののほか、使用料及び手数料のうち規則で定めるものとする。<u>ただし、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から当該歳入を徴収するときは、証紙による収入の方法以外の方法（規則で定める方法に限る。）によることができる。</u></p>	<p>（証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第2条 証紙による収入の方法により徴収する歳入は、他の条例に定めるもののほか、使用料及び手数料のうち規則で定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。